

大和市危機管理監設置規則をここに公布する。

平成25年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第13号

大和市危機管理監設置規則

(設置等)

第1条 本市に危機管理監を置く。

2 危機管理監は、市長が任免する。

(職務)

第2条 危機管理監は、市長の命を受け、次の事項を所掌する。

(1) 本市の危機管理に関すること。

(2) 特命事項に関すること。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。